

爺ガ岳スキー場 利用約款

大町温泉観光株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が管理する爺ガ岳スキー場（以下、「当スキー場」という。）管理区域内の利用について、以下のとおり「爺ガ岳スキー場利用約款」（以下、「当約款」という。）を定めます。

（適用範囲）

第1条 当スキー場を利用するにあたり、当スキー場利用者（以下、「利用者」という。）は、当約款に同意の上、当社に対し、当約款に基づく利用を申込みものとし、当約款を内容とする契約が成立するものとします。なお、当約款に定めのない事項については、関係法令の定めに基づく他、全国スキー安全対策協議会の定める「スノースポーツ安全基準 2013 年 10 月改訂版」、または一般に確立した慣習によるものとします。

（スノースポーツに内在する危険）

第2条 当スキー場では、利用者の安全を守るために最善の努力をしておりますが、次のような特有の危険があることを理解し、これらの危険を利用者自身の注意により避けて当スキー場を利用してください。

1. 利用者は、スキー場に次のような特有の危険があることを承知の上、これらを自分の注意により避けるようにしてください。
 - (1) 降雪・吹雪・強風・降雨・濃霧など天候に伴う危険
 - (2) 崖・斜面・凹凸・溝・沢など地形に伴う危険
 - (3) アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩・吹き溜まりなど雪質や雪面の状態による危険
 - (4) 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表など、自然の障害物による危険
 - (5) リフト支柱・ナイター照明支柱・標識・建物・人工降雪設備・ロープ・マットなど人工の障害物による危険
 - (6) 圧雪車やスノーモービル（以下、「雪上車両」という。）などとの衝突の危険
 - (7) スノーパーク・キッズゲレンデなどの利用に伴う危険
 - (8) 利用者のスピードの出し過ぎによる危険
 - (9) 他の利用者との接近・衝突による危険
 - (10) 事故転倒による危険
 - (11) 疲労・飲酒・薬の服用・体調不良に伴う危険
 - (12) 不適切な用具の使用などによる危険
 - (13) その他、これらに類する危険

2. 当スキー場では本条で定める注意事項、次条で定めるスキー場の行動規則及び第4条で定める禁止事項に反したご利用による事故には責任を負いかねます。
3. リフト乗車の際に乗降に不安を感じる方は係員に申し出て、必要な援助を得てください。
4. 利用者は、事故に備えて、あらかじめ傷害保険、賠償責任保険などに加入するよう努めてください。
5. 滑走の際はヘルメットなどの安全用具を着用するよう努めてください。
6. 保護者の目の届かないところでのお子さまの単独行動はお止めください。
7. 第1項から前項までの事項を承認できない方は、当スキー場のご利用をお断りする場合があります。

(行動規則)

第3条 当スキー場をご利用する際は、次の行動規則を遵守してください。

- (1) 他人を傷つけたり、他人の安全を脅かしてはならない。
- (2) 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、徐行したりするなど滑り方を選ばなければならない。
- (3) 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- (4) 追い越す時はその人との間隔を十分にあげなければならない。
- (5) 滑りだす時、合流するとき、斜面を横切るときは周囲をよく見て安全を確かめなければならない。
- (6) コースの中で不用意な立ち止まりや座り込みをしてはならない。せまい所や上から見通せないところでは立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- (7) スノーパーク利用の際には着地点の周囲の安全を確認してからスタートしなければならない。
- (8) 当スキー場が許可する範囲内でコースを歩くときはコースの端を利用しなければならない。
- (9) 流れ止めの付いていないスキー・スノーボード・雪上滑走用具で当スキー場の利用はできない。
- (10) 掲示・標識・場内放送などの注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
- (11) パトロール等の業務のため出勤している雪上車両が運行しているときは、その業務や運行を優先させ、進路を開けて停止又は徐行しなければならない。
- (12) 事故に遭遇した際は、自分自身が当事者かどうかに関わらず救助活動やスキー場係員への通報に協力しなければならない。当事者・目撃者に関わらず身元を確認する

場合がある。

- (13) 当スキー場では、当社の許可した雪上滑走用具以外を使用することはできない。
- (14) 引率者・指導者・子どもの保護者・付添人はこの利用約款を率先して遵守し、受講者や子供に対しこの利用約款に定める事項について教えるように努めなければならない。

(禁止事項)

第4条 当スキー場においては、次の事項を禁止しています。

- (1) 閉鎖されたコースや立入禁止区域へ進入すること。
- (2) 他の利用者や人工物・自然物に意図的に接近して滑走すること。
- (3) 圧雪車（コース整備車）を含むすべての雪上車両に近づくこと。
- (4) ロープ・ネット・掲示物・標識等、設置物を故意に傷つけたり、破損させたりすること。
- (5) リフトなどの索道の運行を故意に妨げること。
- (6) ゴミ・たばこの吸い殻・その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりすること。
- (7) 当スキー場の許可なく、滑走具を装着せずコース内を歩くこと。
- (8) アルコールや薬物の影響その他の事情により心身が正常でない状態でスキー場及びスキー場施設を利用すること。
- (9) 当スキー場の許可なく、営業行為を行うこと。
- (10) 当スキー場の許可なく、コース内やスノーパーク等へアイテム及びジャンプ台等を設置すること。
- (11) 当スキー場の許可なく、ドローンを飛行させること。
- (12) 当スキー場の許可なく、野営（テント設置等）をすること。
- (13) 当スキー場の許可なく、カセットコンロなどの火器を使用することや、焚火などの火を利用した行為をすること。
- (14) 所定の場所以外で喫煙すること。
- (15) 他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと。
- (16) その他これらに類する行為や法令等で禁止されていること。

(賠償請求及び費用負担)

第5条

- 1. 当社はスキー場利用者が法令又はこのスキー場利用約款の規定を守らなかったこと、その他スキー場利用者の故意または過失により、当社が損害または賠償の経費の負担を受けたときは、そのスキー場利用者に対してその損害の賠償または負担経費の支払いを求めます。

2. 当社は、スキー場管理エリア内のスキー、スノーボード一時置き場並びに駐車場における盗難・事故等に対しては責任を負いかねます。
3. 当社は、スキー場利用者がスキー場管理エリア外に出て遭難し、本人または知人等から当社に遭難救助の申告があったときは、原則として警察、消防等の関係観光庁に救助を依頼します。
4. スキー場管理エリア外における救助活動について、当社に警察、消防等の関係観光庁から応援の要請があった場合、パトロール隊を中心にして救助活動に当たります。
5. 当社は、救助終了後、以下の単価により、捜索・救助に関係した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他負担経費の内容を明示して、要救助者および関係者に支払いを求めます。

救助費用単価／1時間あたり	
パトロール隊1名	20,000円
後方支援者1名	10,000円
救助本部従事者1名	5,000円
圧雪車1台	50,000円
スノーモービル1台	10,000円

その他、施設運行費、照明電気費用、食事、飲み物等実費請求とします。

尚、上記の単価は、今後の救助費用に関する社会情勢により変更することがあります。

(不可抗力)

- 第6条 天災その他不可抗力に持ちづく事由による場合またはスキー場利用者の安全が確保できない恐れがある場合には、当スキー場の一部または全部の利用を休止することがあります。

(利用の拒絶)

- 第7条 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、当スキー場の利用をお断りします。
- (1) 当スキー場利用の申し込みが、当約款によらないとき。
 - (2) 利用者から、利用に際し当社で対応できない特別な負担を求められたとき。
 - (3) 当スキー場利用が法令の規定または公の秩序もしくは善良な風俗に反するものであるとき。
 - (4) 泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき。
 - (5) 天災その他やむを得ない銃により当スキー場利用に支障があるとき。

- (6) パトロールなど当社の係員の指示に従わないとき。
- (7) 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」）による暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、（社会運動など標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団またはこれらに該当しなくなつてから 5 年を経過しない者をいいます）であるとき。

（利用約款の変更）

第8条

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、当約款を変更することが出来ます。
当約款の各条項は、地形・気候変動その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示または当社ウェブサイトにおける表示その他相当の方法で公表することにより変更が出来るものとします。
2. 当社は前項による当約款の変更にあたり、変更後の当約款の効力発生日の 1 か月前までに、当約款を変更する旨及び変更後の当約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://jiigatake.com/>）に掲示します。

以上

制定日 2026 年 10 月 1 日

施行日 2026 年 10 月 1 日